連結自己資本比率				
連結自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）

1．「連結自己資本比率」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この様式において「協金法施行規則」という。）第６条第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

2．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十三号２記載上の注意及び別紙様式第十四号２記載上の注意中「銀行」を「信用協同組合」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第四条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号目次記載上の注意７中「以下(1)の７」を「以下７」に改め、同様式第１の２（生命保険会社）の表記載上の注意４及び（損害保険会社）の表記載上の注意６、（生命保険会社の企業集団）イの表記載上の注意５及びロの表記載上の注意４並びに（損害保険会社の企業集団）イの表記載上の注意５及びロの表記載上の注意６中「(1)の」を削る。

別紙様式第六号第５を次のように改める。

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						○○積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。